

災害救助法に基づく食事支援における 民間事業者の活用



内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（食事支援担当）

能登半島地震における食事提供の事例

- 食事については、スープ、レトルトの親子丼、カレー、魚の煮物といった温めて食べられるものなど、避難生活の長期化に応じた様々な物資をプッシュ型で支援。
- また、自衛隊やNPOなどによる炊き出しやキッチンカーの活用による食事の提供が行われてきたほか、セントラルキッチン方式で各避難所に配食することで食事支援を効率的に行うといった新たな取組が行われた。



野菜ジュースや缶詰などの支援物資



業者による炊き出し（七尾市）



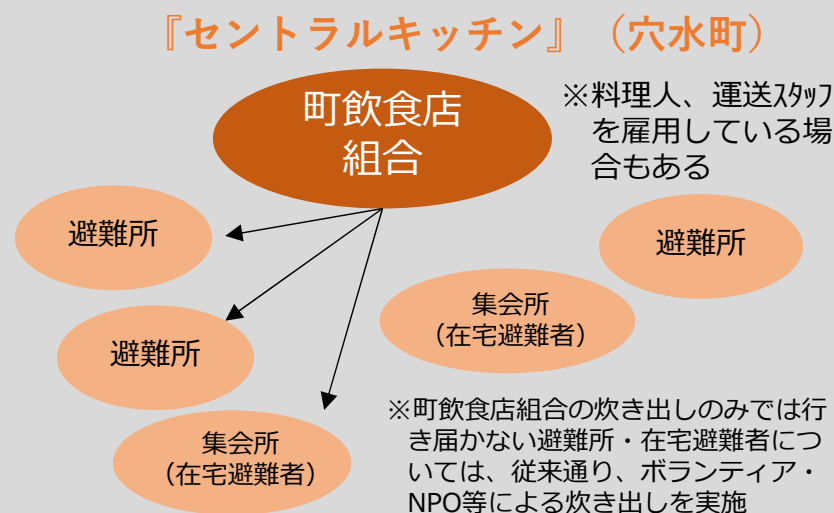
キッチンカー（石川県）



提供される弁当の例（能登町）



セントラルキッチンでの炊き出しの様子



民間事業者の例 (一般社団法人 日本キッチンカー経営審議会)

- 全国の約700のキッチンカー事業者が加盟。災害時には、審議会に加盟するキッチンカーが各自治体の要請に応じて避難所で炊き出しや物資輸送を担うなどの支援を実施。
- 能登半島地震においては、全国の加盟キッチンカー事業者により約1年間炊き出し活動を実施し、約21万食を提供。



災害救助法における炊き出しその他による食品の給与 (内閣府告示 第3条第1項第1号)

救助の程度・方法等

- 法による炊き出し等による食品の給与の対象者は、災害により避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者等、現に食物を得られないという状況が発生した者であること。
- 費用の限度額や救助期間について、一般基準での適切な救助の実施が困難な場合は、**特別基準を設定するなど柔軟に対応**すること。
(一般基準) 1, 480円(1人1日当たり)、期間7日間
※別途、賃金職員等雇上費として人件費も対象となる場合がある。
- 対象経費は、主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費及び雑費。

昭和22年10月18日法律第118号
平成25年10月厚生労働省より移管

目 的（第1条）

災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、災害が発生した市町村の区域内において、現に救助を必要とする者に行う。（第2条第1項（法定受託事務））
- 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、その所管区域が告示されたときは、都道府県知事が、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に行うことができる。（第2条第2項）
- 必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。（第13条第1項）
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。
（応援に要した費用については、被災県に全額求償可能）

災害救助法の運用 【救助項目（法第4条第1項）】

	救助項目	救助の概要
1	避難所の設置	○ 災害発生直後の地域の避難生活の拠点として、災害情報、生活・医療に関する情報・サービスの提供、食料・飲料水等の物資の提供及び入浴支援など実施。 ○ また、高齢者や障害者など通常の避難生活に配慮が必要な方には福祉避難所等も提供。 ○ 指定避難所だけでは不足する場合等は、ホテル・旅館等や研修所等も避難所として活用することが可能。
2	応急仮設住宅の供与	○ 災害により住宅が全壊又は流出し、住むところが無くなってしまった場合、半壊であっても住むことが困難な場合には、応急的に仮設住宅に入居することが可能。
3	炊き出しその他による食品の給与	○ 災害により食料が購入できない、自宅で調理ができない、などの場合、避難所において炊き出しその他による食品の給与が受けられる。
4	飲料水の供給	○ 災害により飲料水が購入できない、自宅の水道が出ないなどの場合、避難所において炊き出しその他による食品の給与・飲料水の供給が受けられる。
5	被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与	○ 住宅が全壊、全焼、流失又は床上浸水により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な方に対して実施。
6	医療・助産	○ 災害の発生により医療や助産の途を失った者に対して、診療、薬剤の支給、分べんの介助等を提供。
7	被災者の救出	○ 災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

	救助項目	救助の概要
8	福祉サービスの提供	○ 発災後、都道府県知事等からの要請を受けた場合には、速やかに災害時要配慮者に対して法による福祉サービスの提供を実施するもの。
9	住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)	○ 災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある世帯に対して、ブルーシートの展張等の緊急的な修理を実施するもの。
	住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	○ 自宅が一定の被害（大規模半壊、半壊又は準半壊）を受けた世帯に対して、被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限の部分を応急的に修理するもの。
10	学用品の給与	○ 住家の全壊、流失、半壊又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して行うもの。
11	埋 葬	○ 遺族がいなか、遺族がいても災害による混乱期等のため、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合に実施するもの。
12	死体の搜索	○ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して搜索を行うこと。
13	死体の処理	○ 遺体識別や遺体に対する最低限の措置として、遺体に対して洗浄、縫合、消毒等の処置を行うもの。
14	障害物の除去	○ 半壊又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない場合に実施するもの。
■	救助事務費	○ 救助の事務を行うために要した時間外勤務手当、旅費などの事務費

災害救助法の運用【救助項目（法第4条第2項）】

	救助項目	救助の概要
1	避難所の設置、 救助のための輸送費 及び賃金職員雇上費	○ 災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者を対象に広域避難や事前避難を実施。 ○ 高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者、自ら避難することが困難な状況にある者については、船舶やバス等の借上げ等により輸送。 ○ また、高齢者や障害者など通常の避難生活に配慮が必要な方には福祉避難所等も提供。

令和3年5月20日から
避難指示で必ず避難
避難勧告は廃止です

警戒レベル 4

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を察知したときに発生)
4	避難指示※2	避難指示(緊急) 避難勧告
3	高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 本町が災害の恐れを察知したときに発生するもので、発生を察知したときに発生する。発生を察知したときに発生する。発生を察知したときに発生する。

※2 避難指示は、これまでの避難指示のうち、避難指示(緊急)と避難勧告とを統合したものである。

※3 警戒レベル3は、避難準備(高齢者等避難)と避難準備(高齢者等避難)とを統合したものである。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。これからは、警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

「避難」って何すればいいの？

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。「避難」とは「難」を「避」けること。下の4つの行動があります。

行政が指定した避難場所への立退き避難

安全な親戚・知人宅への立退き避難

安全なホテル・旅館への立退き避難

屋内安全確保

普段からどう行動するか決めておきましょう

「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 避難情報等が避難区域に入っていない(入っていない)

② 浸水深より屋根は高い

③ 水がひくまで待機でき、水・食糧などの備えが十分(十分じゃないと)

※避難区域の避難区域や浸水深がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。

避難時の身の安全は最も重要です。やむを得ず避難する場合は、浸水しないよう階層の状況等を十分に確認して下さい。